

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律(案)

【制度の概要】

1. 基本的な考え方

- (1) 国公立の高等学校の授業料の年額の標準となるべき額(「標準授業料額」)を設定するとともに、標準授業料額までの範囲内で、国公立の高等学校の生徒の保護者に対し授業料相当額の就学支援金を支給することにより、国公立の高等学校における教育の実質的無償化を推進する。
- (2) (1)の給付を行うことに伴い、私立の高等学校等や国公立の高等専門学校等の生徒の保護者に対してもそれに相当する就学支援金(私立の高等学校等については世帯収入が低い場合には一定の加算をした就学支援金)を支給することにより、その教育に係る負担を軽減する。

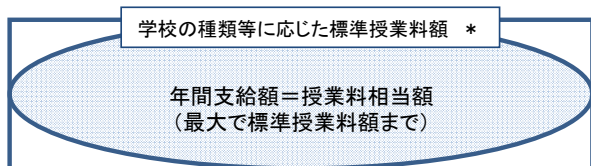
※ 就学支援金は市町村を通じて支給。また、支給に要する費用は国が全額負担。

2. 支給の対象となる高等学校等 ※ いずれも国公立全てが対象。また、①～③については専攻科・別科を除く。

- ①高等学校
- ②中等教育学校の後期課程
- ③特別支援学校の高等部
- ④専修学校及び各種学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定するもの)
- ⑤高等専門学校(第1学年から第3学年まで)

3. 支給額(年額)

(1) 国公立の高等学校 = 国公立の高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部

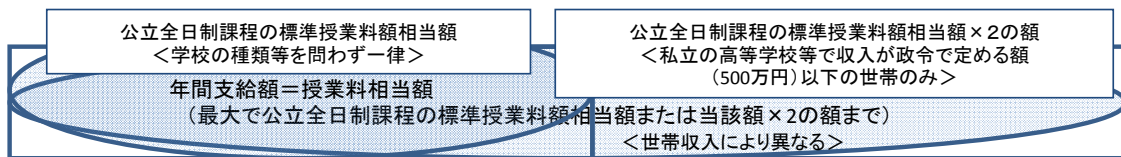


* 高等学校の標準授業料額は、制度の導入に際しては交付税単価と同額とすることを想定

(平成19年度の授業料の交付税単価)

- ・高等学校の全日制の課程 → 118,800円
- ・高等学校の定時制の課程 → 32,400円
- ・高等学校の通信制の課程 → 6,000円

(2) その他の高等学校等 = 私立の高等学校等、国公立の専修学校・高等専門学校、公立の各種学校



※ 年額の12分の1の額を月額として月単位で支給。

4. 支給月数

- (1) 原則として36月(定時制・通信制は48月)
- (2) 学校を異動した場合は【36月 * 一過去に支給があった月数】 * 定時制・通信制に異動した場合は48月
- (3) 異動の際の調整: 支給総額が公立高等学校の全日制の課程の標準授業料額の3年分に相当する額(支給保障額)に達するまで支給

例: A高校(公立通信制)2年終了時に中退し、B高校(公立全日制)1年へ再入学した場合

